

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第158号 平成25(2013)年10月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

天鳥船、天鴿船、天磐船（1）

—鳥を舶載する、

アウトリガー・フロート付き外洋航海船—

京都市 黄 當 時

1. はじめに

『日本書紀』（神代下、第九段、一書第二）
に

**またお前が往来して海で遊ぶ備えのために、高橋
・浮橋と天鳥船も造らう。**

（小学館版『日本書紀』①、p. 135）

とあり、小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守（新編 日本古典文学全集3『日本書紀』①*1の校注・訳者。以下「校注者」という。）は、「天鳥船」に

ここでは水鳥の船。鳥は他界（海は他界）と往来すると考えられていた。

（小学館版『日本書紀』①、p. 135頭注21）

と頭注を付している*2。

校注者は、恐らく「天」の正確な意味が説明できないからであろうが、「天」を解釈することなく、「鳥」を「水鳥」と解釈しているようである。「鳥」には、陸鳥の可能性もあれば、水鳥の可能性もある。判断の根拠となる情報がない場合、慎重な解析では、「鳥」が「陸鳥」であるとか「水鳥」であるとか、軽々な判断をせず、取り敢えず、原文のまま「鳥」としておくのが無難であろう。また、やや唐突に「他界（海は他界）」が説明に登場するが、校注者は、「鳥」を水鳥と解釈することで、何とか他界に話をつなごうとしたのではないだろうか。「海は他界」というのは、せいぜいのところ陸の民の発想ではあっても、海の民のそれでは決してない。海は現実世界のものであり、他界のものではない。陸の民が「海は他界」と考えているというのも、信頼性がどの程度あるのか、疑問であるが、いかがであろうか。校注者のような視点（情報）しかなければ、正確な理解につながる解釈は、恐らく、無理ではないだろうか。

次に、『日本書紀』（神代下、第九段、正文）
に

*1 新編 日本古典文学全集3『日本書紀』①（以下「小学館版『日本書紀』①」という。）：校注・訳者（小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守）、小学館、1994.4

*2 『日本国語大辞典』（第二版）は、「天鳥船」を「（「天の」は美称）鳥が飛ぶように速く走る船。あめの鳥船」と説明している（第一巻 p. 543）。

『日本国語大辞典』（第二版）：日本国語大辞典第二版編集委員会、小学館国語辞典編集部、小学館、2000.12。

そこで、熊野の諸手船に[または天鵠船という]、使者の稲背脛を乗せて遣わし、高皇産霊の勅を事代主神に伝達し、またその返事を尋ねさせた。

(小学館版『日本書紀』①、pp. 117-118)

とあり、校注者は「天鵠船」に

天上を鳩のように早く飛ぶ意。「鵠」は享和本『新撰字鏡』に「也万波止」。記は天鳥船神を遣わす。

(小学館版『日本書紀』①、p. 117頭注22)

と頭注を付している*1。

鵠は、鳥類の中でもさして速く飛ぶ鳥ではないため、飛行速度が速いという比喩に用いるのには、適当ではなかろう。海の民は、実際には、私たちにわからない何か重要な理由で鵠を用いていた可能性があるのではないだろうか。「天上を鳩のように」という説明も不可解である。高高度では空気が薄いため、鳥は飛べない。まして鳥はそこまで辿りつけない。例えるなら、天上を流星のように、とでもすべきである。原文に誤りがあるのではなく、校注者が原文の意味を正確に捉えていない可能性がありそうだが、いかがであろうか。校注者が、鳥類についての知識がほとんどないままに、容易に解けることはあるまい、と考えつつ、字面に基づいて何か書いておけばよい、という程度の発想で解釈を施した可能性はないのであろうか。

さらに、『日本書紀』(神武天皇、即位前紀)に

すると、『東方に美しい国があります。四方を青山が囲んでいます。その中に、天磐船に乗って飛び降った者がおります』と言った。

(小学館版『日本書紀』①、p. 195)

とあり、校注者は、「天磐船」に

天上界の磐のように堅固な船。

(小学館版『日本書紀』①、p. 194頭注7)

と頭注を付している*2。

「天」を「天上界」と解釈しているが、この解釈で正しいのであろうか。高高度での出来事を視認し、理解できているのであろうか。また、岩石で造られた船が水に浮かぶことはないので、岩石を船の堅固さの比喩に用いるのは、第二例の、鵠が速く飛ぶ、以上の不自然さを覚えざるをえない。

以上のように、「天鳥船」、「天鵠船」、「天磐船」の「天」は、一般に、他界、天上(界)と解釈されている。天上(界)は、体積が相当大きい物体でなければ、地上からはその動きが視認できない空間であり、他界は、行けば同じ肉体では帰って来られないはずの空間である。これは、鳥も例外ではない。校注者は、解析対象が一体どういうものなのかが今一つよく理解できないままに、字面だけを頼りに単なる憶測で解釈をしているということはないのであろうか。「天」には、他界や天上(界)以外に、この三船に共通するような意味はないのであろうか。

また、鳥を水鳥と解釈したのは、単に、船が直後にあるからで、具体的な水鳥を想定しているわけではなかろう。磐は、やや異質なものに見えるものの、鳥や鵠に共通する何らかの意味を持っている可能性もあり得るのではないだろうか。

古代日本語の船舶の名称には、日本語一視点では正確に理解できないものがある。この問題に興味を持つ者は、誰であれ、いわゆる海の民の視点を持つことができれば解明の扉を開けられるのではないか、という見当はつく。海の民の視点とは、具体的には、彼らが用いたであろう言語や文化についての知識ということになる。

私たちは、海の経験が乏しくはあるが、このような知識を持つことができるならば、私たちの視点を、いわゆる海の民の視点に少しでも近づけることができるであろう。道具立てを間違

*1 『日本国語大辞典』(第二版)は、「天鵠船」を「天鳩船」と表記し、「(鳩のように速く走る船の意)「熊野の諸手船」の別名とされている船の名」と説明している(第一巻 p. 544)。

*2 『日本国語大辞典』(第二版)は、「天磐船」を「(「磐(いわ)」は「堅固な」の意)①空中を飛行する堅固な船。『日本書紀』では、高天原から下界に降りる際に用いた船として伝えている。あめのいわふね。」と説明している(第一巻 p. 541)。

えなければ、解析対象を見極める能力や解析に必要な知識の入手は可能であろう。

小論では、管見に入った有用な知見を手掛かりに、必要最小限の知識を入手しつつ、幾つかの船舶について解析を進めていきたい。

2. 先達の知見

茂在寅男氏は、人間は有史以前から驚くほどの広範囲にわたって航海や漂流によって移動していた、と考えている。その研究は、日本語の語彙にも及び、『記』『紀』の中に古代ポリネシア語が多く混じっている、と述べ、様々な例を挙げているが、天については、『日本語大漂流』*1で、次のように述べている。

アマノイワフネのアマというのは、天、海の両方の意味にとれる、冠語的な形容詞であるといわれてきた。そして『日本書紀』の文脈のなかでは、それもいちおうはうなずける解釈であった。しかしこの場合、「天」という漢字からいったんひきはなして、AMAの発音だけで考えると、つぎのようなポリネシア語の意味が浮かびあがる。

アマ=カヌーのアウトリガーという腕木の先についているフロート。すなわちカヌーのアウトリガーについている縦方向の木。

AMA= Outrigger float; the longitudinal stick of the outrigger of a canoe.*2

アウトリガーのフロートというのは、カヌーの転覆をふせぐためにつけられた、かんたんな装置である。カヌー本体の横から何本かの細い腕木を出して、その先に、船型の浮木をつける。浮木の長さは、長いもので本体の八割にまで及ぶこともある。

なお「記紀」に「冠詞」として数多く出てくる天という言葉、なぜこの場合だけアウトリガーと解するのか、という疑問も出るはずである。しかしカエルという言葉がゲコゲコ鳴く動物だけでなく、帰る、変

える、の意味をもつこともある。どこの国の言葉にも、いくつか複数の意味をもつ同表音の単語、多義語が多数存在している。

この事情は現代も古代も、さほど変わらないであろう。さらにアマノイワフネの場合、とくに海または船に強く結びつく点で、AMA=アウトリガーの浮木説を採用しても無理ではないと思うのだが、いかがだろうか。 (『日本語大漂流』 pp. 60-62)

天については、茂在氏の推論が成立すると考えてよい。

私たちは、つい、漢字の表意機能に目を奪われ、自由に思考することを止めてしまいがちである。このケースでも、私たちは、つい、漢字が意味を表記しているように考えてしまいがちだが、この天は、例えば、天井や天汁の天や丸芳露*3の丸と同じく外来語の音声を表記したものであり、天(天空、sky)の意味はない。

次は、鳥、鴿、磬、である。この三者は恐らく同類の情報を伝えているはず、という見当位は誰しもつけられるであろう。

ここでは、鳥や鴿は、漢字の表意機能が利用されており、字面の通り、鳥や鴿*4と取ってよい。天磬船では、鳥という情報を伝えているはずの漢字「磬」は、字形に意味がなく字音に意味があるため、理解するには、先の天同様、言語の知識、特に異文化の語彙(外来語)の知識がある程度必要である。磬の船が水に浮かぶことはないことから、意味表記ではないことがわかるが、茂在氏は、磬について、次のように述べている。

しかし「イワ船」のイワを、文字どおり「岩・石・磬」の意に解釈するには、疑問が最後まで残る。岩の船は水に浮かばないからである。これらの言葉は「いい伝えられた言葉」を、単に文字に表現して記録したもの、つまり「当て字」と考えるべきなのではないだろうか。

*1 『日本語大漂流—航海術が解明した古事記の謎—』: カップブックス、茂在寅男、光文社、1981.7

*2 Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986は、「ama. n. Outrigger float; port hull of a double canoe, so called because it replaces the float」とする (p.22)。

*3 マルポーロ。「丸(マル)」は、音義融合とも言える。なお、小論では、便宜上、天麩羅(テンブラ)風に片仮名で読みを振ったが、天婦羅(てんぷら)風に平仮名で読みを振っても、構わない。

*4 鴿は、ハトの総称と理解してもよく、後述する「亀鴿」の略称と理解してもよい。

したがって問題は、アマノイワフネという表音である。…… イワという発音に、何か手がかりはないかどうか。とくにイワが何か船にかかわるとすれば、それが第一歩となるはずである。

私は、あるとすれば、黒潮によって移入した南方系の言語であると考えてきた。したがって、できるだけ古代に近い、古い南方系の諸語属を、いちいちあたってみることにしたのである。

私は、……。

はじめのうちは自分の体験に照らして、東南アジアなどの古語を検索していった。しかし、アマノイワの表音で、船や海の意味にかかわる言葉はなかなかみつからない。ところが、マレー・ポリネシアン語族に入ったとたん、何か目からウロコが落ちるかのようにつぎつぎと適合する表記がみつかったのである。

マレー・ポリネシアン語族というのは、南太平洋地域に広く分布する言語である。アウストロネージア語とも呼ばれ、ニュージーランド語やサモア語、ハワイ語などがふくまれるが、これをひっくるめてポリネシア語と呼んでおこう。地理的には、西はだいたいニューギニア、南はニュージーランド、東はイースター島、北はハワイ諸島という広大な地域である。

現代ハワイ語の辞書のなかに、古代ポリネシア語などの表音が併記されている一冊があった。そのあるページに、めざす言葉があった。イワ 'IWA がみつかったのである。そしてその意味は、軍艦鳥であった。

'IWA=Frigate or man-of-war bird.

鳥で方角を知る船

イワ＝軍艦鳥。これは単なる偶然だろうか。鳥はむかしから、航海に欠かせない動物であった。そのなかでもとくに軍艦鳥は、「航海の案内鳥」として、むかしからポリネシア人によって、南方で利用されていた鳥である。

この鳥は、巣を島の木の上に作る性質がある。朝早く島を飛び立って、夕刻に島へ帰り、昼の間は長時間海の上を飛びつづける性質をもっている。このため、朝夕の飛行方向から、島の存在を船乗り知らせてくれるのである。主として熱帯の海に住み、カツオドリなどの海鳥から食物をまきあ

げる習性がある。黒色、翼が長く、片羽約五十センチ。全体としては日本の鵜によく似ている。

もしイワフネを「軍艦鳥の船」と解するならば、「軍艦鳥によって方向を定める船」の意味になるだろう。『古事記』のイワフネ、『日本書紀』のイワクスブネのイワは、こう考えると、きちんと船に符合する言葉である。

鳥をもちいた航海術は、古代から広く行なわれていた。日本においては、軍艦鳥の役割はカラスなどにかえられた。陸が見えないほど遠い沖に船が出てしまった場合、カラスなどを放してやって、それが飛んで行く方向、すなわち陸地の方向を見つけ出したのだと考えられている。

ここで問題となるのは、イワをハワイ語の 'IWA にそのままおきかえていいのかどうかである。かりにイワを「正確」にローマ字で表にするとすれば IWA となる。この IWA と 'IWA とは、完全に同じ発音ではないのである。

IWA の前に ' がついていても、日本語で書けばイワとしか書けないのだが、専門的にはこのイは声門閉鎖音がともなう「イ」である。これをさらに古代ポリネシア語にまでさかのぼると、KIWA つまりキワという発音になる。だから、イワフネではなくて、キワフネでなければならない、という議論が生ずるのである。

しかしキワがイワに変わったのは何世紀ごろか、また、たとえ「記紀」以前にキワだったとしても、当時の倭人にはイワとしか聞きとれなかったのではないか、などの問題提起をし……。

(『日本語大漂流』 pp. 56-59)

茂在氏は、問題提起、と控え目な表現をしているが、その推論は、言語面からの研究に突破口を開く画期的なものであった。ここに引用した知見は、古代日本語における船舶の名称の解明にとって極めて重要な手掛かりなのである。

〔注〕

本稿は、『語源研究45 (25周年記念特別号)』(日本語語源研究会 2007. 3) 所収 (pp. 116-125) の、同じ表題の小論に加筆訂正したものである。

「東海の古代」157号（平成25年9月）

に引き続いて、「七支刀と『こうやの宮』の人形の考察」を掲載します。

1～6：「東海の古代」154号

7～9：「東海の古代」155号

10～11：「東海の古代」156号

12～15：「東海の古代」157号

七支刀と「こうやの宮」の人形の考察 その5

名古屋市 石田敬一

16

書紀の記事は、一般的に、時期が前後したり、年代にズレがあるなど、様々な問題があることが知られています。しかしながら、書紀編者は、神功皇后を卑弥呼にあてて記述していることに間違いはないように思います。

“その4”では、『梁書』倭伝にあるとおり、書紀編者は卑弥呼が共立された時期を光和年間（178～184年）であると承知した上で、卑弥呼を神功皇后にあてて、それは光和年間に百済王であった第5代の肖古王チヨゴの時代（在位：166～214年）であるとして記述されていると思います。ところが、通説では、この肖古王を第13代の近肖古王ケンチヨコ（在位：346～375年）にあてており、私は、書紀編者の年代感を無視した通説に対して不審であるとの考えを示しました。

また、『古事記』の記事にある横刀は、七支刀の特異な形状を表現したものではないので、七支刀を示しているとはいえ、第5代百済王チヨゴの肖古王の時代に貢上された刀が七支刀であるとは特定できないとしました。

また、象嵌ゾウガムの技術的な面から、七支刀は、通説の4世紀よりも新しい時代、5～6世紀のものであることを示唆しており、これまで私が主

張してきた泰始四年（468年）の可能性が高いことを示しました。

そもそも、七支刀の銘文の「泰■四年」を「泰和四年」と解釈した通説の根拠は何だったのでしょか。あらためて、次に検証します。

17

福山敏男氏や浜田耕策氏等は、七支刀が第13代の近肖古王ケンチヨコの時代に貢上されたものとして、その四世紀の時代に合致する年号を想定し、七支刀の「泰■四年」を「泰和四年」としました。東晋の「太和」（366～371年）の「太」は「泰」の音に通ずるため、七支刀に刻まれた年号は、「泰和」と陰刻されているものとみなし、すなわち「太和」であると主張されました。その後、栗原朋信氏が『上代日本対外関係の研究』（1978年、吉川弘文館）において、『世説新語』の注にある『晋陽秋』の記述、および『初学記』の注にある「晋起居注」の記述、さらに『隋書』の「晋起居注」の標題の3点を根拠に、東晋の年号「太和」は、東晋の時代には実は「泰和」と記述されていたと示されたことから、その後は「泰■」を「泰和」と解釈する「太和」説が確固としたものになっているようです。

そこで、『上代日本対外関係の研究』において栗原氏があげた3つの根拠が適切なものかどうか一つずつ確認します。

18

栗原氏著作の同書の150頁に次のとおりあります。

私がしらべた結果、文献中に三つの実例を発見できた。その一は南朝の宋の劉義慶が撰した『世説新語』の言語篇に「初熒惑入=太微-、尋廢=海西-」とあり、その注すなわち梁の劉孝標の注に、
晋陽秋曰、泰和六年閏十月、熒惑守=太微端門-、十一月大司馬桓温廢=帝為=海西公-、
とみえている。これは、梁代に存在していた『晋陽秋』(この書は数種ある)には海西公の「泰和六年閏十月」「十一月」という記事があった証拠である。

『世説新語』は、南北朝時代の劉宋（420～4

79年)の文人、劉義慶^{リュウギケイ} (403~444年) 撰で、これに、梁の劉孝標^{リュウコウヒョウ} (462~521年) が異聞を集めて注を付けたものです。ただし、現存の祖本は晁文元、錢文僖、晏元献、黄魯直の諸本があったとされ、このうち、董棻^{ドウフン}が紹興八年(1138年)に家蔵の旧本と晏殊(晏元献、北宋の宰相、詞人)の手交本とを交合しつつ編集した三巻であり、日本で出版されている『新釈漢文大系』第76~78巻の『世説新語』(目加田誠著、昭和53年、明治書院)は、前田家尊経閣所蔵の宋版『世説新語』を底本とします。

その注の文中に『晋陽秋』曰くとして「泰和」が出現します。『新釈漢文大系』第76巻で確認すると『上代日本対外関係の研究』の記述と内容は同じです。ただ、微妙に句読点の種類などや区切りが異なっており、栗原氏がどの図書を参考にされたのかは判りません。

晋陽秋日、泰和六年、閏十月、熒惑守太微端門。十一月、大司馬桓温廢帝為海西公。

(『新釈漢文大系』第76巻の『世説新語』155頁)

栗原氏が述べられるとおり、確かに『世説新語』の注に東晋の孫盛^{ソンセイ}の著作『晋陽秋』に曰くとして「泰和」が記述されています。この「泰和」は海西公に関連して記述されている年号ですから東晋の年号「太和」のことであると認めなければなりません。

しかし、私は、『晋陽秋』に「泰和」と記述されていたことが、直ちに当時の本当の年号が「泰和」であった根拠になるとは思いません。年号は天子が決めた重要な王権に関することから、年号の文字を勝手に「泰和」に換えて記述した『晋陽秋』に大いに疑念を持ちます。

後代の史書とはいえ、『晋陽秋』などの史料を参考にして、房玄齡^{ボウゲンレイ} (578~648年) が648年に編纂した『晋書』では、年号「太和」は、すべて間違いなく「太和」と記述されています。

たとえば、太和四年や太和六年の記事では、次のとおりあります。

海西太和四年二月 客星見紫宮西垣 至七月乃滅 占曰客星守紫宮臣弒主 六年桓温廢帝為海西公

(中華書局版二十四史『晋書』志第三・天文下、39

4頁。以下、中華書局版二十四史の頁数のみ記す。)

海西の太和四年二月に新星が紫宮西垣の星座に見えたが七月に至り滅す。占いて曰く紫宮の臣下が主を殺すと。六年桓温は帝を廢し海西公と為す。

(読み下し、下線は石田による。以下同じ。)

権力を牛耳っていた桓温^{カンオン} (312~373年) によって、第7代皇帝廢帝は、皇帝から海西公に降格されてしまう記事です。この記事では明確に海西公の「太和」と記述されています。

『晋書』には、年号「太和」以外に、1箇所だけ太子の名として「太和」が記述されている記事があります。

祚遣其太子太和以執友禮造之

(『晋書』列傳第六十四・宋纖、2453頁)

祚(天子)は其の太子太和を遣り以て友の礼を執り之を造る。

この「太和」の校勘記[一五]に、次のとおり興味深い記述があります。

[一五]太子 太和「太和」冊府二二八作「泰和」與張祚傳合

太子太和の「太和」は、『冊府元龜』卷二二八に「泰和」と作るが、張祚傳と合す。

『冊府元龜』には、太子の名「太和」が「泰和」と記述されているが、張祚傳と合わせたと注釈され、結局、本文は「太和」にしているのです。つまり、『冊府元龜』の事例は、福山敏男氏等が「太」の字は「泰」に音が通じるとする主張につながるもので、「太」を「泰」に文字を換えて記述された具体的な記事であろうと思います。ただ、それは「太和」を「泰和」に換えて記述された事例があるというだけで、正しい年号が「泰和」であることを決定づけるものではなくありません。この太子の名の事例のように「太」を「泰」の文字に換えて使用する文献があったということでしょう。

また、沈約^{シンヤク} (441~513年) が487年に編纂した『宋書』においても、83箇所ある「太和」のうち名称以外の年号はすべて「太和」と記述されています。年号「泰和」の記述はありません。なお、2箇所ある「泰和」は、次のとおり

年号を示したものではありません。

聖徳致泰和神明為驅使

(『宋書』志第十二・大魏篇、627頁)

唯引泰和赦文差可為言

(『宋書』列傳第十七・蔡廓子興宗、1572頁)

『宋書』は『世説新語』の時代に編纂されており、編纂時期は唐代に編纂された『晋書』より晋に近く、その記事は、より信頼性が高いでしょう。そこで、『宋書』から、太和四年前後の記事について抜き出します。

晋海西太和元年二月丙子月奄熒惑在參

(『宋書』志第十四・天文二、718頁)

晋の海西の太和元年二月丙子に月が熒惑星(火星)を奄い參の星座に在り。

太和二年八月戊午太白犯歳星在太微 三年六月甲寅太白奄熒惑在太微端門中 六年海西公廢

(『宋書』志第十四・天文二、718頁)

太和二年八月戊午に太白(金星)は歳星(木星)を犯し太微の星座に在り。三年六月甲寅に太白(金星)は熒惑星(火星)を奄い、太微の星座の端門の中に在り。六年海西公を廢す。

太和四年二月客星見紫宮西垣 至七月乃滅 占曰客星守紫宮臣殺主

(『宋書』志第十四・天文二、719頁)

太和二年八月戊午に太白(金星)は歳星(木星)を犯し太微の星座に在り。三年六月甲寅に太白(金星)は熒惑星(火星)を奄い、太微の星座の端門の中に在り。六年海西公を廢す。太和四年二月に新星が紫宮西垣の星座に見えたが七月に至りて滅す。占いて曰く新星が紫宮の臣下が主を殺すのを守ると。

このように『宋書』においても『晋書』と同様に、明確に晋の海西(公)の「太和」と記述されています。

正しい年号は「太和」です。

さらに、『南齊書』の校勘記[七]に「太和」が正しい年号の表記であることがはっきりと判

る、たいへん興味深い注釈があります。

魏太和元年正月丁未

[七]魏太和元年正月丁未 「太和」原譌「泰和」各本並譌今改正 按太和三國魏明帝年號

(『南齊書』志第一・禮上、124頁)

魏太和元年正月丁未の「太和」は原には「泰和」と訛り、各本並て訛るに今改正す。案ずるに太和は三國の魏の明帝の年号であると。

この校勘記は、晋の年号「太和」ではなく、魏の年号「太和」に関したものです。

魏の年号「太和」について、各本に「泰和」と書いてあったが、これは魏の明帝の年号であるので、これを「太和」に改めて正しく記述したとされます。要するに、正しい年号は「太和」であるが、各本には誤って「泰和」と記述されていたとされます。

私が『三國志』を調べたところ、84箇所「太和」があり、名称を除く全ての「太和」は、魏の年号「太和」と記述されていました。「泰和」は一切記述されていません。

『三國志』は同時代に編纂された史書ですから、現存の史書で最も信頼性が高く、これに「太和」と書かれている以上、年号「泰和」は間違いであるといわざるを得ないでしょう。

『南齊書』がいうところの「各本」においては、誤って「泰和」と書かれていたということなのです。

以上、『晋書』や『宋書』に年号として「太和」が記述されていること、さらに『晋書』の『冊府元龜』や『南齊書』の校勘記にある「太」を「泰」と誤って記述したという二つの記述を総合すると、「泰」は、「太」の代わりの文字として使われていたことが判ります。すなわち「太和」は「泰和」に換えて記述されやすい中国の漢字の使用事情があったのです。

したがって、これらの例と同様に『晋陽秋』の「泰和」の記事についても、本来「太和」である年号を「泰和」に換えて記述したのではないかと思われま。正史に「太和」とある年号について、『晋陽秋』や『冊府元龜』の文献に「泰和」と記述してあるからといって、本来の年号が「泰和」であったとはいえないでしょう。つまり、この『晋陽秋』の例をもって、「太

和」は「泰和」と記述されていたから、七支刀においても「泰和」と陰刻されることが想定されるであろうという栗原氏の説は、当たりません。

七支刀は百済王が倭王に贈った刀ですから、晋の属国の百済が誤った年号の文字「泰和」を陰刻して贈ることはあり得ません。とりわけ重要な贈答品であると考えられる七支刀には正式な年号「太和」が陰刻されることは当然です。疑いようもありません。

以上のことから、私は七支刀の年号を「泰和」と解釈して晋の年号「太和」であるとする説は、誤りと考えます。七支刀が第13代近肖古王キンチョコの時代のものとして「泰■」を「太和」と解釈するために無理を強いたものと思います。

「泰■」とあれば、「泰」で始まる年号でなければなりません。それは、中国の歴史上、10世紀以前の年号では、西晋の「泰始」、(265～274年)、劉宋の「泰始」(465～471年)と「泰豫」(472年)、程道養の「泰始」(432～437年)、北魏の「泰常」(416～423年)でしかありえないのです。

19

栗原氏が、『上代日本対外関係の研究』の150～151頁で、「泰和」を正式な年号であると主張される二つ目の根拠が、『初学記』の注にある「晋起居注」の「泰和」の記事です。

その二は唐の徐堅の『初学記』で、巻四の三月三日の曲水宴の条の注に、

晋起居注曰、海西泰和六年庚午、詔曰三日臨流杯池、依東堂小会、とあるものである。

『初学記』は、唐の開元十六年(728年)、徐堅らが撰した類書(百科事典のような参考図書)で、同時代史書ではありません。

その記述の中の「晋起居注」に「海西泰和六年」の記事があるというものですが、これも、先に示した『晋陽秋』の「泰和六年」と同じことで、「太和」を「泰和」に換えて記述した例があるということだけで、「泰和」が正式な年号であるとの証拠ではありえず、ましてや七

支刀に陰刻された年号の証拠になるとは決していえません。

20

栗原氏が、「泰和」を正式な年号であると主張される三つ目の根拠が、『隋書』志第二十八・經籍二史・起居注(以下、經籍志・起居注とする。)の「晋泰和起居注六卷梁十卷」の記述です。

第三は右の『晋起居注』と推察される書が、『隋書』の經籍志では明らかに「晋泰和起居注六卷(梁十卷)」と記してあることである。

『隋書』經籍志・起居注に、「晋泰和起居注六卷(梁十卷)」と記してあるとのことですが、他の記事にも目を配る必要があります。年号「太和」のみが「泰和」に文字の書き換えがなされたのかどうかを確認します。

その前に、まず、「太和」の時代の前後にある「泰」や「太」がある年号を整理します。西晋の武帝の「泰始」から始まり、恵帝、東晋の明帝、海西公、孝武帝、宋の明帝の年号に問題の海西公の「太和」を含めて、次のとおり、整理できます。

国名	帝王名	元号名	期間
西晋	武帝	泰始	265～274年
		太康	280～289年
		太熙	290～290年
	恵帝	太安	302～303年
東晋	明帝	太寧	323～326年
	海西公	太和	366～371年
	孝武帝	太元	376～396年
宋	明帝	泰始	465～471年
		泰豫	472～472年

さて、『隋書』經籍志・起居注について、関係部分を抜き出します。

穆天子傳六卷(汲冢書郭璞注)

漢獻帝起居注五卷

晋泰始起居注二十卷(李軌撰) ……①

晋咸寧起居注十卷(李軌撰)

晉**泰康**起居注二十一卷(李軌撰) ……②

晉元康起居注一卷(梁有永平、元康、永寧、起居注六卷、又有惠帝起居注二卷、永嘉、建興起居注十三卷、亡)

晉建武、大興、永昌起居注九卷(梁有二十卷)

晉元康起居注一卷

晉咸和起居注十六卷(李軌撰)

晉咸康起居注二十二卷

晉建元起居注四卷

晉永和起居注十七卷(梁有二十四卷)

晉升平起居注十卷

晉隆和、興寧起居注五卷

晉咸安起居注三卷

晉**泰和**起居注六卷(梁十卷) ……③

晉寧康起居注六卷

晉**泰元**起居注二十五卷(梁五十四卷) ……④

晉隆安起居注十卷

晉元興起居注九卷

晉義熙起居注十七卷(梁三十四卷)

晉元熙起居注二卷

晉起居注三百一十七卷(宋北徐州主簿劉道會撰、梁有三百二十二卷)

流別起居注三十七卷(梁有晉、宋起居注鈔五十一卷、晉、宋先朝起居注二十卷、亡)

宋永初起居注十卷

宋景平起居注三卷

宋元嘉起居注五十五卷(梁六十卷)

宋孝建起居注十二卷

宋大明起居注十五卷(梁三十四卷、又有景和起居注四卷、明帝在蕃注三卷、亡)

宋**泰始**起居注十九卷(梁二十三卷) ……⑤

宋**泰豫**起居注四卷(梁有宋元徽起居注二十卷、昇明起居注六卷、亡) ……⑥

齊永明起居注二十五卷(梁有三十四卷、又有建元起居注十二卷、隆昌、延興、建武起居注四卷、中興起居注四卷、亡)

梁大同起居注十卷

後魏起居注三百三十六卷

陳永定起居注八卷

陳天嘉起居注二十三卷

陳天康、光大起居注十卷

陳太建起居注五十六卷

陳至德起居注四卷

後周太祖號令三卷

隋開皇起居注六十卷

南燕起居注一卷

右四十四部 一千一百八十九卷

(『隋書』志第二十八・經籍二史・起居注、964～966頁。

①～④の記号は石田が付加。)

この中で「泰」がある記述を整理すると、次のとおりです。

	『隋書』經籍志・起居注	年号
①	晉 泰始 起居注二十卷李軌撰	泰始
②	晉 泰康 起居注二十一卷李軌撰	太康
③	晉 泰和 起居注六卷梁十卷	太和
④	晉 泰元 起居注二十五卷梁五十四卷	太元
⑤	宋 泰始 起居注十九卷梁二十三卷	泰始
⑥	宋 泰豫 起居注四卷	泰豫

栗原氏が示されたとおり、『隋書』經籍志・起居注においても、③にあるとおり、東晋の海西公の年号「**太和**」を「**泰和**」としています。

しかし、②の「**太康**」や、④の「**太元**」は、それぞれ文字が変換されて「**泰康**」、「**泰元**」と表記されています。③だけではなく②、④も「**太**」を「**泰**」に換えて表記されています。

「**泰**」の字が頭につく年号である、西晋の武帝の①の「**泰始**」や宋の明帝の⑤の「**泰始**」と⑥の「**泰豫**」は、そのまま「**泰**」が使われています。これに対して、栗原氏が示されるように、東晋の海西公の③の「**太和**」は「**泰和**」と記述されますが、それとともに、西晋の武帝の②の「**太康**」は「**泰康**」と記述され、また、東晋の孝武帝の④の「**太元**」は「**泰元**」と記述されています。要するに、『隋書』經籍志・起居注では、「**太**」が「**泰**」の文字に換えられて表記されています。

万一、「**太■**」がもともと「**泰■**」であったのだとしたら、「**太**」で始まる年号「**太康**」「**太和**」「**太元**」は、正しくは「**泰康**」「**泰和**」「**泰元**」であったということになります。ということは、「**太**」で始まる年号は、年号として存在しなかったことになりますから、「**太和**」と「**泰和**」の問題が取り上げられることもなく、『晋書』や『宋書』を始め『魏書』や『三國志』に年号「**太和**」が記述されることもなかったでし

よう。

単に文字の表記について、「太」を「泰」に換えたというのが真相です。

それでは、西晋の武帝司馬炎の治世に使われた②の年号「太康」(280～289年)について、西晋の陳寿(233～297年)が撰者である同時代史書『三国志』にどのように記述されていたのか確認します。

私が調べたところ、『三国志』の22箇所「太康」と記述されていますが、「泰康」はありませんでした。『三国志』は同時代史書ですから、正しい年号は「太康」と考えて間違いのないでしょう。

また、東晋の孝武帝司馬曜の治世に行われた④の年号「太元」(376～396年)について、私が調べたところ、『晋書』に186箇所、『宋書』に180箇所ありますが、名称以外は、全て年号の「太元」であり「泰元」はありませんでした。

特に『宋書』は、晋に続く次の王朝における同時代史書であり、その記述は信頼性が高く、正しい年号は「太元」と考えてよいでしょう。

以上のことから、晋の年号の②の「太康」、③の「太和」、④の「太元」は、「泰」で始まる年号に書き換えられているということなのです。

これらのことから、「太和」だけが「太」の字を「泰」に換えられたのではなく、他の年号も「太」の文字を「泰」で文字が置き換えられて記述されているのです。栗原氏は、この点に注意すべきであったでしょう。要するに、「太」を「泰」の文字に書き換えることは、やや一般化しており、それが、『隋書』経籍志でも示されているということなのです。

なお、『宋書』の校勘記[一二](1625頁)には“太元隆安時事 「太元」各本並作「泰元」按東晋孝武帝年號太元今改正”とあり、『南齊書』の校勘記[二](119頁)においても、“太元十三年 「太元」原譌「泰元」各本並譌今改正 按太元晋孝武帝年號”とあります。『宋書』、『南齊書』ともに、東晋孝武帝の年号は「太元」であるから、「泰元」を「太元」に改めて正しく記述したと注釈されています。

以上、栗原氏が「太和」説の根拠とした主張

について、根拠とはならないことを示し、批判を終えます。

21

栗原氏が主張される点で気になったことがあります。『上代日本対外関係の研究』の150頁で、栗原氏は次のとおり主張されます。

四世紀の後半の百濟王には「太」字の音を含んだ王名は存在しないので、これは避諱によって生じた換え字でもなく、もともと「泰和」であったことになるからである。

ひき^{ひき}避諱は、目上の者の諱を用いることを忌避することで、たとえば、東晋の首都の建康は、もともと建業でしたが、西晋の愍帝司馬鄴の諱を避けて建康に改めました。

栗原氏は、「泰和」が避諱によって生じた換え字ではないことについて、百濟王に「太」の字の音を含んだ王名が存在しないことを理由にされますが、この年号は中国の晋の年号ですから、中国の皇帝の王名を調べなければならないと思います。

『晋書』は、唐の第二代太宗の治世(646～648年)に成立した後代史書です。太宗の「太」の忌避として「泰」の字を使う可能性はありますが、実際には、『晋書』においては、忌避として「泰」の字を採用するを行わず、正しく「太和」と記述されています。

さらに、栗原氏は、“もともと「泰和」であった”と主張されますが、中国の正史では、正しい年号が「泰和」であるという記述はどこにも無く、もともと「泰和」であったという主張は受け入れられません。中国の正史に記述されたとおり、もともと正式な年号は「太和」であって、文字を換えて「泰和」と記述した文献もあったということなのです。

栗原氏は、そうした文献の事例を、ことさら強調して主張されているだけのように思います。

22

宮崎市定氏が指摘するとおり、百濟が西晋に

はじめて冊封された時期は、咸安二年（372年）であり、朝貢国が冊封される以前に西晋の年号を使用することは許されませんから、七支刀の年号は、西晋の太和四年（369年）でないことは、明らかだと思います。

そもそも、七支刀を重要な贈物であるとするならば、その刀に刻む年号は、正式な文字で表されるはずですから、「太和」を「泰和」に換えて陰刻したとする通説は無理があります。

七支刀の年号の頭の文字は「泰」であり、それは正しい文字を使った年号ですので、当然、「泰」から始まる年号以外は該当しないでしょう。

以上のとおり、私は、この“その5”において、栗原朋信氏が『上代日本対外関係の研究』で示された通説の根拠を真正面から捉えて批判し、栗原氏が示した事例が、七支刀の年号を「太和」とする説の根拠にはならないことを明確に示すことができたと考えています。



はじめに

神無月について、『広辞苑』第六版（あ～そ）巻では

（神の月の意か。また、^{やおよろず}八百万の神々が、この月に出雲大社に集まり他の国にいないゆえと考えられて来た。また、雷のない月の意とも、新穀により酒をか^{かみなしづき}もす釀成月の意ともいわれる）

陰暦一〇月の異称。かみなしづき。かんなづき。かみさり^{かみあり}神去月。〈困冬〉。→神在月

（『広辞苑』〈あ～そ〉、584頁）

と記述されているが、次のような疑問があるので、検討した。

- ① なぜ、神々の参集が陰暦の10月なのか。
- ② 神々が参集する理由は何か。

1 神々の参集

出雲地方以外の神々が、出雲大社へ参集することについては、次のような実例がある。

- ① 『日本年中行事辞典』*1の10月条
・^{かみま}神待ち

長崎県五島で、神々が十月に出雲に集まるオクダリの時と、出雲から帰るオクダリの時と二度、若者たちが社にお籠りすること。同県北松浦郡小値賀町では神が出雲へ旅立つ九月二十七日をカミワタシというのに対して、帰って来る十月二十七日の方を神待ちという。

西彼杵郡にも十月の方だけを神待ちという例がある。待ちは祭りの意であるが、ここではお立ちにも神待ちといっているの、そのことがよく分かる。
（『日本年中行事辞典』602頁）

- ・^{かみままつり}神待祭

福岡市東区勝馬の志賀海神社で、陰暦十月晦日に行われる祭。

九月晦日に神渡祭を行い、祭神が出雲の神つどいに出発せられるのを送るのに対し、この日は出雲からの帰社をお迎えするため、夜十二時から行う。

地方の青年たちが神社に集合し、迎え火をたいてにぎわう。
（『日本年中行事辞典』602頁）

- ② 古田武彦氏は『古代は輝いていたー「風土記」にいた卑彌呼ー』I*2で

対馬の現地伝承

わたしは第三書『盗まれた神話』を書く前、阿麻氏留神社の現地をおとずれた。対馬の上県郡と下県郡の境、浅茅湾の最奥部、小船越の地にそれはひっそりと存在した。その石の鳥居の石の額に「阿麻氏留」の四字はハッキリと刻まれていた。

.....

*1 『日本年中行事辞典』：角川小事典16、鈴木棠三著、昭和52年12月、角川書店

*2 『古代は輝いていたー「風土記」にいた卑彌呼ー』、昭和59年11月、朝日新聞社

氏子総代の方をおたずねした。そこでこの「アマテルオオカミ」に関する伝承をお聞きしたところ、とつとつと、さりげなく、次のような神話を語られた。(小田豊氏、昭和五十九年現在八十四歳)。

“わたしの方の神様は、一年に一回、出雲へ参られます。神無月(旧暦十月)です。その時出雲へ行かれます神々の中で一番最後に参られて、一番最初に帰ってくる、といわれております。

その季節はわたしたちが舟で出雲へ行き帰りするにも、一番行き来しやすい時期に当ております。”

半生を海ですごしたという、その老漁夫(氏子総代)は、おだやかな、飾らぬ口調でそのように語られたのである。(『古代は輝いていた』I、78頁)

また、出雲大社で行われる神無月に関する祭礼は、別表1「神々が出雲に集う神在月」のとおりである。

2 10月(神無月)

10月に関係する暦について、中国での状況を調査すると、

『漢書』律曆志第一上

戰國擾攘，秦兼天下，未皇暇也，亦頗推五勝，而自以獲水德，乃以十月為正，色上黑。

(中華書局版二十四史『漢書』973頁)

で、「秦」は10月を以て歳首としていた。そして、漢は当初秦に準じていたが、武帝の太初元年5月条(別表2「年表一『漢書』卷六武帝紀(拔萃)」参照)に

(太初元年)夏五月，正歷，以正月為歳首。色上黃，數用五，定官名，協音律。

(中華書局版二十四史『漢書』199頁)

から、歳首が正月とされたのである。

また、『通典』*1卷第七十に

漢高帝十月定秦，遂為歳首。七年，長樂宮成，制諸侯群臣朝賀儀 ……

至武帝，雖用夏正，然每月朔朝，至於十月朔，猶常享會。……百官賀正月。

(中華書局版『通典』1927頁)

と記述されており、後代にはこれらをまとめて、『杜氏通典』*2では

歳時故実杜氏通典引云、漢高祖、十月定秦、遂為歳首、七年、長樂宮成、制群臣朝賀儀、武帝改用夏正建寅之朔、則元日之慶、始高祖云々

(『生活文化歳事史』第1巻*3、108頁での所引)

と記述している。

朝賀は、高祖7年から歳首の10月に始まったが、武帝が行った暦の改正により正月(歳首)に行うようになった。

高祖7年(紀元前200年)から武帝の元封7年(紀元前104年)まで、10月に朝賀をおこなっていたのである。

3 検証結果

『漢書』地理志

樂浪海中有倭人，分為百餘國，以歳時來獻見云。

(中華書局版二十四史『漢書』1658頁)

から、倭人は漢の朝賀を承知していたと思う。

そして、出雲王朝が実在したと考えれば、出雲王朝でも漢の朝賀に準じた儀式を行っていたと思われる。

ゆえに、出雲には各地方の豪族が歳首(年始)に参集したのが、後代に儀式として出雲以外の神社には「神待ち、神待祭」となったものと理解できる。

4 その他

(1) 神在月

ウィキペディアの検索「神無月」で

出雲地方のほかにも神在月とする地域が一ヶ所

*1 『通典』：(唐)杜佑撰。801年(貞元17)に完成。中国、上古から唐の玄宗朝の天宝年間(742 - 756)までの諸制度を沿革的に通観した政書。200巻

*2 『杜氏通典』：(唐)杜佑撰、(明)李元陽校

*3 『生活文化歳事史』第1巻：半澤敏郎著、1990年10月、東京書籍

あり、諏訪大社の周辺となっている。これは伝承によれば、かつて諏訪大社の祭神であった「諏訪明神」があまりにも大きな体であったため、それに驚いた出雲に集まった神々が、気遣って「諏訪明神に限っては、出雲にわざわざ出向かずとも良い」ということになり、神無月にも諏訪大社に神が有ることから神在月とされている。

(<http://ja.wikipedia.org/wiki/神無月>)

と記述している。

また『古事記』上巻「葦原中国の平定」条で於是亦白之、「亦我子有建御名方神、除此者無也。」……

即逃去。故、追往而、迫到科野國之洲羽海、將殺時、建御名方神白、「恐、莫殺我。除此地者、不行他處。……」

(日本古典文学大系『古事記』120～122頁)

と記述されている。

建御名方神が信濃国の諏訪湖（科野國之洲羽海）まで逃げたのは、諏訪地域が出雲王朝と非常に関係の深い地域と思われる。分国か？

(2) 新たな疑問

出雲王朝は、天照大神系に権力を奪取されたのに、なぜ朝賀の儀式が現在まで続いたのか疑問が生じる。これについては、

- ・権力の移行は禅譲である。
- ・出雲王朝は、権力が奪取されても中国春秋時代の周王朝と同様に尊重された。
- ・歳首が正月になり、10月は意味のない月となった。

等から、10月に参集する事は許容され、祭礼となったと思われる。

9月例会報告

○ 『日本書紀』推古紀における疑問

瀬戸市 林 伸禧

『日本書紀』推古紀の記事に、誤り及び疑問点が見受けられたので、その状況を報告した。

1 推古天皇の年令

推古即位前紀に記述されている年令の内、

次に誤りがある。

- ・18才の時、敏達天皇の皇后になったとされているが、それは23才の時である。
- ・34才の時、敏達天皇が崩御されたとしているが、それは32才の時である。

2 曆

(1) 朔干支の誤り

①推古31・32・33年の記事は、朔干支から1年繰下げられているので、各々推古30・31・32年とし、そして、33年を空白年として理解する必要がある。

なお、推古30年は空白年であるので、推古31年を1年繰り上げてても何等问题ない。

②推古36年4月記事朔日の訂正には、3説考えられ、どれが正解か決めがたい。

(2) 朔干支・日干支の未記述

推古19・20・22年の「5月5日（薬獵）」には干支が記述されていない。

また、天智7年条の「5月5日（獵）」にも干支が記述されていないが、皇極元年・天智7年の「5月5日（獵）」には、干支が記述されている。

3 12年繰上げ

推古15・16年条の小野妹子と唐使裴世清に関する記事及び推古17年条の記事は、12年繰り上げて記述されている。

4 その他

- ・田眼皇女（敏達天皇と推古天皇との子）は、敏達紀で舒明天皇に嫁いだと記述されているが、舒明紀には舒明天皇に嫁いだ記述がない。
- ・「推古16年での唐使の歓迎、推古18年での新羅・任那遣使の歓迎」状況は、近畿天皇家として初めて接見した記事と思われる。

○ 「飛鳥淨御原宮律令と『日本紀』編纂」考

名古屋市 佐藤章司

『東海の古代』157号（平成25年9月）で発表した上の表題について、補足の説明をした。

1、飛鳥淨御原令について

天武10年の律令制定・持統3年の（律）令完成・文武4年の律令の撰定・大宝元年の大宝律令の完成に携わった人物の経歴（例え

ば唐軍の捕虜である統守言や薩弘格)や冠位から、飛鳥淳御原令は九州王朝が制定した制度であると述べた。

2、『日本紀』編纂について

天武10年の歴史編纂は編纂作業に携わった人物を検証すると、

①『日本書紀』に川島皇子の死について記述があり、又同一記事が万葉集にもある。この『万葉集』記事の「朱鳥」年号・「日本紀」・「冠位」を検証すると、川島皇子は九州王朝の皇子であろう、となる。

又、死亡した場所の越智は愛媛県に、紫宸殿や天皇という名を残す地名があつて九州王朝の副都があつたとの見解もある。

(合田洋一著「越智国あつた『紫宸殿』地名の考察」、『古代に真実を求めて』第14集)

②中臣連大島らは持統天皇の大嘗祭を執り行った、と記述があるが、そもそも持統天皇は九州王朝時代に生きたのであり、当時、大嘗祭を行うことのできる身分ではない。

上の①②の記事から天武10年の歴史編纂は『日本書紀』の編纂ではなく九州王朝の『日本紀』の歴史編纂からの盗用であると述べた。

なお、天武8年(679年)吉野宮で天武・持統・草壁・大津・高市・河島・忍壁・芝基の各皇子が集まって、草壁皇子を中心とした次期政権を支えることを誓い合うのだが、この吉野の会盟記事は川島皇子は九州王朝の皇子であるから、日本書紀編纂者の創作であると述べた。

○ 七支刀と「こうやの宮」の人形の考察

その4

名古屋市 石田敬一

そうがん象嵌の技術的な面から、七支刀は、通説の4世紀よりも新しい時代、5～6世紀のものであることを示唆しているとした。

○ 天鳥船・天鵠船・天磐船について

京都市 黄 當時

『日本書紀』に、天鳥船、天鵠船、天磐船という名称の船舶が登場するが、これらは、いず

れも「天+鳥+船」の構造をした単語であり、アウトリガー・フロートの付いた鳥を舶載する外洋航海船、の意である。

岩の船は、水に浮かばない。鳥之石楠船という表記は、「石」を岩石の「石」ではなく鳥の「石」に紛れなく理解してもらうために、冗長と承知の上で、「鳥之」という情報を敢えて冠したものであるが、後人は、書かれたことの意味を見て取ることもできなかった。

10月例会予定

日時：10月20日(日) 午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館(第5集会室)

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分等

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

11月例会：11月24日(日) 名古屋市市政資料館

12月例会：12月8日(日) //

例会は、11月は第3日曜日、12月は第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」ご用意願います。